

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

		資料番号	1	担当課	総務管理課
法令名	地方自治法	根拠条項	238 の 4-9	不利益処 分の種類	行政財産使用許可の取消
地方自治法 (行政財産の管理及び処分) 第二百三十八条の四 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、 <u>公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</u>					